

医療情報取得加算に係る掲示事項

医療情報についてについて以下の通り
対応を行っております。

1. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
2. 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な 診療情報を取得・活用して診療を行います。

令和8年2月

医療法人社団慶和会

外房こどもクリニック

院長 杉田 昌昭